

益城町地域福祉基金助成金対象経費

経費項目	説	明
報償費	対象となる経費例	講師の謝礼、講師の花束代、参加者の賞品・景品代
	注意する点	事業団体の構成員に対する謝礼、人件費、役員報酬等は、規約等で定めてある場合を除き対象外です。
旅費	対象となる経費例	出演者・講師の交通費、宿泊費
	注意する点	役員等の活動費(費用弁償)については、事業団体の規約等で定めてある場合に限り、対象とします。ただし、交通費については、実費のみ対象とします。
食糧費	対象となる経費例	交流イベント時茶菓子代、事業実施のための食材費
	注意する点	事業の実施に直接必要な費用を計上してください。役員の懇親会費や会議時の茶菓子代は対象外です。茶菓子、土産代等は会費などで賄ってください。弁当代は、1日研修等がある場合に限り、1人500円までとします。
需用費	対象となる経費例	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費
	注意する点	品名等でわかりづらいものについては、写真やカタログ等を付けてください。
役務費	対象となる経費例	切手代、傷害保険料、振込手数料、
	注意する点	傷害保険料については、加入日、延人数、保険料合計額(振込金受領証等の写し)が分かるものを添付。
委託料	対象となる経費例	事業の一部委託に係る経費(維持管理費は除く。)
	注意する点	助成対象経費の1/2までの額。それ以上は対象外。
使用料及び賃借料	対象となる経費例	公民館使用料、エアコン使用料、備品借上料
	注意する点	事業の実施(予定)日を明らかにしてください。
備品購入費	対象となる経費例	事業の実施に必要不可欠な備品の購入費
	注意する点	備品購入費を予算に計上される場合は、事前にご相談ください。また、購入した備品は事業完了後も、助成金の目的に従ってその効率的な運営を図り、減価償却資産の耐用年数期間は、町長の承認を受けないで、助成金の交付の目的外の使用、譲渡、交換、貸付、担保することはできません。

※対象経費は、領収証（日付・明細の分かるもの）の写しが必要です。旅費等領収証が取れない経費については、支出の明細が分かる書類（写真、カタログ、資料等）を提出してください。

※対象経費について、ご不明な点等がございましたら、事前に福祉課地域福祉係にご相談ください。

※対象経費の中で、高額なものについては、減額や認められない場合があります。